

岩手県告示第690号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を令和2年11月6日から同月27日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。

令和2年11月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 免許の出願をした者の住所及び名称

ア 住所 盛岡市内丸10番1号

イ 名称 岩手県

(2) 埋立区域

ア 位置 宮古市重茂第7地割1番8、34番及び無地番地先水面

イ 区域 重茂漁港内にある基準点（国土調査基準点E17E17128-2）を基点とし、基点から352度44分42秒 81.433メートルの点を1点とし、1点から15度03分36秒 10.099メートルの点を2点とし、2点から43度52分19秒 116.649メートルの点を3点とし、3点から133度46分36秒 9.473メートルの点を4点とし、4点から223度52分38秒 110.002メートルの点を5点とし、5点から313度51分56秒 2.000メートルの点を6点とし、6点から223度52分33秒 6.811メートルの点を7点とし、1点から7点までの各点を順次に直線で結んだ線及び7点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

ウ 面積 1,125.81平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 (2)アと同じ

イ 区域 別紙図面のとおり

ウ 面積 3,735.58平方メートル

(4) 埋立地の用途 漁港施設用地

(5) 埋立てに関する工事の施行に要する期間

ア 着手期間 免許の日から起算して180日以内

イ しゅん功期間 着手の日から令和6年3月31日まで

2(1) 免許の出願をした者の住所及び名称

ア 住所 盛岡市内丸10番1号

イ 名称 岩手県

(2) 埋立区域

ア 位置 宮古市重茂第7地割34番及び無地番地先水面

イ 区域 重茂漁港内にある基準点（国土調査基準点E171）を基点とし、基点から229度09分10秒 53.169メートルの点を1点とし、1点から270度29分07秒 49.952メートルの点を2点とし、2点から48度00分31秒 3.961メートルの点を3点とし、3点から55度37分46秒 1.284メートルの点を4点とし、4点から102度18分40秒 3.625メートルの点を5点とし、5点から86度45分29秒 4.191メートルの点を6点とし、6点から78度20分30秒 2.484メートルの点を7点とし、7点から346度39分36秒 0.659メートルの点を8点とし、8点から76度37分40秒 9.668メートルの点を9点とし、9点から104度30分32秒 12.789メートルの点を10点とし、10点から98度30分07秒 13.014メートルの点を11点とし、1点から11点までの各点を順次に直線で結んだ線及び11点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

ウ 面積 179.69平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 (2)アと同じ

イ 区域 別紙図面のとおり

ウ 面積 1,353.42平方メートル

(4) 埋立地の用途 漁港施設用地

(5) 埋立てに関する工事の施行に要する期間

ア 着手期間 免許の日から起算して180日以内

イ しゅん功期間 着手の日から令和6年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。